

宿泊税制度に係る税法の専門家へのヒアリングについて

1 宿泊税全体について

- オーバーツーリズムなど、観光客が地元を与えるダメージと、地域が受ける恩恵のバランスを考えると、観光客に応分の負担をいただくことは必要であり、その手段として宿泊税は一定の意味があるのではないか。
- 観光はすそ野が広く、小規模の事業者が多い産業。地元の観光業が危機的な状況に陥っているときに救うことも宿泊税の大事な役割。
- 福岡県の宿泊税は観光振興のための法定外目的税として制度設計されたが、観光振興には例えば二次交通の充実など、アプローチは多岐にわたる。その意味で必ずしも目的税でなくても良いくらいであり、モビリティサービスの維持・改善など幅広い施策に活用可能ではないか。

2 福岡県宿泊税条例の施行状況

(宿泊税充当事業への評価)

- 宿泊税は当初の目的どおり観光振興に活用され、資料に整理されているとおり一定の効果を挙げていると考えられる。
- コロナ禍においては臨時交付金も活用しながら、宿泊税導入時の考えのとおりに機能したのではないか。

(政令市との連携について)

- 広域自治体としての県の役割は、やはり県内各地を周遊してもらうこと。入り口となる両政令市と連携しながら県内各地に足を延ばしてもらうことは、長期滞在にもつながり、両政令市にとっても重要ではないか。

3 宿泊税制度のあり方

- 急激な解釈変更や頻繁な制度改正は宿泊者、事業者双方にとって望ましいものではない。
- また、現時点において直ちに制度を変更しなければならない状態にあるとは言い難い。見直しを行う際は、安定的な税収確保の観点からも、しばらく様子を見ながら、課税免除、税率区分、税額等を全体的に検討する必要があるのではないか。